

稚内市と稚内北星学園大学との包括連携に関する協定書

稚内市（以下「市」という。）と稚内北星学園大学（以下「大学」という。）は、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、市と大学が包括的な連携のもとに、広範な分野で相互の密接な協力関係を築き、持続・発展的に連携を深めることにより、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展や未来を担う人材の育成、さらに市民の教育・文化活動など地域貢献に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 市と大学は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力するものとする。

- (1) 地域づくり、まちづくりの推進に関すること
- (2) 観光振興や産業振興など地域経済の発展に関すること
- (3) 環境の保全及び防災対策の推進に関すること
- (4) 健康及び福祉、医療の向上に関すること
- (5) 住民との協働の推進に関すること
- (6) 教育及び文化の振興、生涯学習の推進に関すること
- (7) 地域の国際化、国際交流の推進に関すること
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

（連携協力推進会議）

第3条 前条に掲げる連携・協力事項の円滑な推進を図るため、市と大学とで構成する連携協力推進会議を設置するものとする。

2 連携協力推進会議に関し必要な事項は別に定めるものとする。

（守秘義務）

第4条 市と大学は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。
ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。



(有効期間)

第5条 本協定は、締結の日から発効し、3年間とする。ただし、期間満了の日から2ヶ月前までに市又は大学のいずれからも更新しない旨の意思表示がなされないときは、さらに3年間有効とし、その後も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、市と大学が協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市と大学それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年 8月11日

稚内市

稚内市長 工 藤



稚内北星学園大学

学 長 佐々木 政 憲

